

■具体的な限度面積と減額割合

相続開始の日が「平成27年1月1日以降」の場合

相続開始の直前における宅地等の利用区分			要件	限度面積	減額される割合
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等		① 特定事業用宅地等に該当する宅地等	400m ²	80%
	貸付事業用の宅地等	一定の法人に貸し付けられ、その法人の事業(貸付事業を除く)用の宅地等	② 特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400m ²	80%
		一定の法人に貸し付けられ、その法人の貸付事業用の宅地等	④ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200m ²	50%
		被相続人等の貸付事業用の宅地等	⑤ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200m ²	50%
	被相続人等の居住の用に供されていた宅地等			⑥ 特定居住用宅地等に該当する宅地等	330m ²

■限度面積の判定

特例の適用を選択する宅地等	限度面積
特定事業用等宅地等(①又は②)及び特定居住用宅地等(⑥) (貸付事業用宅地等がない場合)	$(①+②) \leq 400m^2$ 、 $⑥ \leq 330m^2$ 両方を選択する場合は、合計730m ²
貸付事業用宅地等(③、④又は⑤)及びそれ以外の宅地等(①、②又は⑥) (貸付事業用宅地等がある場合)	$(①+②) \times 200/400 + ⑥ \times 200/330 + (③+④+⑤) \leq 200m^2$